

建設局公募型プロポーザル方式受託者選定における  
特記仕様書（案）

[御堂筋道路空間再編調査検討業務委託一3]

## 特記仕様書①

### 1. 業務目的

本市では、御堂筋完成 80 周年を契機に平成 31 年 3 月に策定した「御堂筋将来ビジョン」に基づき、御堂筋を車中心から「世界最新モデルとなる、人を中心のストリートへ」と転換を図る空間再編を進めており、そのファーストステップとして、御堂筋側道の歩行者空間化の整備を進めている。これまで、難波西口交差点から長堀通までの区間が完了している。

長堀通以南の側道歩行者空間化整備にあたっては、地域の町会、商店会、御堂筋沿道地権者等を主体とした御堂筋沿道整備協議会と連携しながら整備のあり方等を検討し、整備を進めてきた。また整備後の御堂筋の高質な空間を維持するにあたり生じている様々な課題に対しても、引き続き同協議会と連携して取組みを進めているところである。

今後、長堀通以北の御堂筋についても、引き続き側道歩行者空間化を進めていくこととしており、長堀通から中央大通までの区間(以下「区間Ⅰ」という。)については、令和 7 年度に芦池連合と久宝連合の各連合振興町会単位で整備協議会を立ち上げ、地域特性および各地域の課題を整理し、その課題解消に繋がる御堂筋の整備の在り方などを議論しているところである。また、中央大通から土佐堀通までの区間(以下「区間Ⅱ」という。)については、これから地域の方々と意見交換していく予定としている。

このうち、区間Ⅰでは、地域の方々との意見交換の中で、地域特性や交通データ等を踏まえ、一部区間において平日は緩速車線の機能を残しつつ、休日は人を中心の空間として利活用する柔軟な道路空間の活用方策の案も出ており、近年海外各都市で取組みが進むカーブサイドマネジメントやシェアード空間の事例も参考にしながら、この地域の実情にあった整備案を検討していく必要がある。

また、これまで本市は御堂筋将来ビジョンに基づき主に安全性や都市魅力の観点から人を中心の空間づくりを行ってきたが、令和 6 年 12 月に本市が主催した The World Street Congress OSAKA 2024(以下「世界ストリート会議」という。)や、同会議を契機に連携が深まったパリ市が主催の国際会議(Towards Sustainable Urban Proximities)への本市の参加等を通じて、海外主要都市は気候変動対策や都市近接性の観点から様々な社会問題の解決に資する都市政策として人を中心の空間づくりを進めており、最終的な人の豊かさ・人間らしさや脱炭素都市の構築という目標は共通しているものの、本市と海外都市とのアプローチの違いを改めて認識したところであり、長堀通以北の空間再編を行うにあたっては、暑熱対策や脱炭素技術の導入、自転車道や滞在空間のあり方など、海外の最新の知見を柔軟に取り入れながら事業を進めていくことが肝要である。

本業務は、これら長堀通以北の区間Ⅰ,Ⅱ の側道歩行者空間化整備に向けた地域特性の調査・収集整理、整備形態の検討、現地詳細検証・検証、整備協議会での議論等を踏まえ、整備の実施に向けて検討を行うものである。

御堂筋に関するこれまでの取組みについては、下記ホームページを参照のこと。

【参考:御堂筋 《大阪市建設局》】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000239158.html>

## 2. 業務内容

### 2-1. 設計検討業務

#### (1) 区間I(長堀通から中央大通間)の側道歩行者空間化整備に向けた検討

当該区間の整備に向けた検討について、以下の流れで行うことと想定している。

- ① 御堂筋沿道地域のエリア特性を調査・収集整理し、御堂筋に求められる機能・役割等を整理
- ② きめ細かな地域ニーズや社会ニーズ、海外事例や法令等を踏まえた整備形態案を作成
- ③ 御堂筋沿道整備協議会での議論・合意形成
- ④ 整備案に対する交通管理者等の関係機関との協議
- ⑤ 現地詳細検証の立案、実施、検証
- ⑥ 最終整備案の検討とそれに至る考え方や合意形成過程の整理
- ⑦ 整備の基本設計、工事発注資料作成

上記各項目について、以下の内容に基づき業務を実施すること。

##### 1) 地域特性の調査・収集整理及び御堂筋に求められる機能・役割等の整理

御堂筋におけるこれまでの取組み(調査、検討、空間再編整備、現地詳細検証)について、過年度成果品を十分に把握したうえで業務を進めることとし、本区域に関連する海外・国内都市の事例の収集整理を適宜行うなど、当該地域の特性・地域課題の把握、解決方策の検討を行う上で必要な情報を収集整理し、御堂筋に求められる機能について整理を行うこと。

収集した各種情報の整理にあたっては汎用的な地理情報システム(GIS)を活用するなど、今後の整備および整備完了後の空間利活用のために効率的・継続的に更新、活用できるデータベースを作成すること。

過年度の資料等のデータについては、監督職員より貸与する。なお、過年度調査及び下記2-2に掲げる調査以外に、下記2)以降の検討に必要な基礎データとして調査の必要性が生じた場合や地域等との調整において追加の調査の必要性が生じた場合などは、適切な調査内容を提案し、監督職員と協議の上実施するものとし、設計変更の対象とする。

##### 【過年度資料等のデータに関する主な内容】

- ✓ 人口の変遷
- ✓ 御堂筋沿線経済活動(事業所数・従業者数の推移、土地利用の変化、地価公示価格等)
- ✓ 地域市民、来街者等へのヒアリング、アンケート調査
- ✓ 地域の施設等の状況
- ✓ 地域実態調査(歩行者・自転車・自動車交通量、駐停車・荷捌き状況、バス需要状況、駐輪場の整備状況・利用状況、附置義務駐輪場の状況、放置自転車の状況、避難所の状況、喫煙所の状況、ごみの状況、来街者の滞在状況など)
- ✓ カーブサイドマネジメント事例(国内・海外とも)
- ✓ 各種アンケート調査結果
- ✓ 道路空間整備にかかる各種法令(道路法、道路交通法、景観法など)
- ✓ 海外都市を含めた他都市事例
- ✓ 脱炭素技術(ミスト)など地域課題への対策に資する最先端技術の調査

## 2) 各種ニーズ等を踏まえた御堂筋の実施設計資料作成

地域特性や地域ニーズ、社会ニーズ等を十分に踏まえ、この地域に適した御堂筋の実施設計の整備形態案を複数作成すること。案作成にあたっては各種法令(道路法、道路交通法、景観法など)に基づき、以下の内容について検討を行うこと。

なお、長堀通以南の事例も参考とし、整備に伴って生じると予期される課題やその課題への対策を含め、整備後の利活用のあり方についても考慮するものとする。

- 側道の有無を踏まえた整備形態案の検討
  - ・ 地域ニーズ等により、側道を閉鎖して歩行者空間化する箇所や、側道機能を残して時間帯を中心の空間とする箇所など、複数の整備形態案が考えられるため、これらの検討を行い、交差点を含めた区間Ⅰ全体の整備形態案を整理すること。
  - ・ 側道機能を残す箇所については、時間帯を限定したを中心の空間活用などフレキシブルな活用方法について検討すること。
- 整備形態案における空間配置に関する検討
  - ・ 歩行者通行空間、自転車走行空間、滞在空間等の道路の各空間配置を複数案検討し、その比較を行い、地域ニーズ等に合った空間配置を検討すること。
  - ・ 自転車走行空間の検討にあたっては、自転車道等の法的な種類に応じて単路部と交差点部について詳細に検討し、地域ニーズと実現性の両面から最適な案を検討すること。
- 憩いやゆとりを感じられる空間の検討
  - ・ 上記②の各空間配置に応じた滞在空間等の憩いやゆとりを感じられる空間について、地域ニーズや他事例等を踏まえて検討すること。
  - ・ 空間配置を検討する上で、暑熱対策やカーボンニュートラルなど、地球環境に配慮した空間の創出の検討も行うこと。
- みどりのあり方についての検討
  - ・ 4列配置のイチョウは残しつつ、限られた幅員の中でゆとりを感じられるよう、緑地帯等のみどりのあり方についても検討を行うこと。
  - ・ 既存のイチョウの健全度や樹形等に関する調査・評価を行うこと。
  - ・ 現在の御堂筋のイチョウについて、空間再編整備に伴い存置または小規模移設を行って生育環境を改善する場合や、他の公園などに移設する場合が考えられる。それぞれの場合において、イチョウの保全方法について十分に検討を行い、設計や工事の仕様に反映すること。
  - ・ イチョウの保全(工事中の施工管理含む)については、長堀通以南で得られた知見を踏まえて設計や工事の仕様に反映すべき内容について検討すること。
- 停車スペースの設計・運用の考え方の検討
  - ・ 過年度調査した現状の側道における荷捌き車両や長時間駐停車車両等の停車需要を踏まえ、区間ごとの停車スペースの考え方を整理し、基本設計に必要な諸条件を検討すること。
  - ・ 新橋以南のアクセススペースにおける運用状況を踏まえ、適正な利用を促進するために

- 必要な設備や警備員配置の検討を行うこと。
- ・ アクセススペースの検討に当たっては、一般車両、バス、タクシー、荷捌き車両など車種を考慮するとともに、別途業務で実施する新橋以南のアクセススペースの改善に関する検討と密に連携すること。
  - 交通影響の検討
    - ・ 上記①～④によって整理した整備形態案に対して、下記の各交通影響を検討すること。
      - ✓ 船場中央3交差点及び本線合流部(船場中央3交差点以北部)の交通影響
      - ✓ 各交差点部における御堂筋からの右左折箇所の交通影響(南北横断の歩行者への影響・信号現示提案など)
      - ✓ 交差点改良、信号現示変更等による歩行者や自転車への交通影響
  - 海外都市を含めた他都市事例・最先端技術の活用検討
    - ・ 上記①～⑤の検討にあたって、以下の事例の活用に向けた検討を行うこと。
      - ✓ 海外都市を含めた他都市事例の脱炭素技術(ミスト)など
      - ✓ 地域課題への対策に資する最先端技術の調査
  - 施設の維持管理についての検討
    - ・ 上記に基づいて作成した整備形態案をもとに、各施設の維持管理の考え方を整理するとともに概算費用を算出し、一覧表としてとりまとめること。施設のグレードに応じて、維持管理の考え方や費用が異なるため、その点も考慮して検討を行うこと。

### 3) 実施設計資料作成のための地域との調整

実施設計資料作成のための地域との調整会議(整備協議会:ワークショップ形式)に必要な資料を作成すること。また、各会議の会場を確保し、同席したうえで、議論した内容を取りまとめた報告書(議事録等)を作成し、速やかに監督職員に提出するものとする。回数は合計 10 回を想定しているが監督職員との協議の結果、協議・調整回数に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

### 4) 実施設計資料作成に必要な現地詳細検証の立案・実施

本業務において、上記2)における整備形態案での空間再編による交通影響や滞在性等の検証を行うための現地詳細検証の立案を行うこと。

御堂筋は2027 年に完成 90 周年事業(以下「90 周年事業」として、2025 年度に実施した「みちの未来体験 EXPO」のレガシーを踏まえ、将来ビジョンの実現に向けたさらなる人を中心の道路空間再編整備及び持続可能な官民連携体制の構築を推進するための利活用イベントを別途業務にて御堂筋全線にわたって以下の3回実施する予定としており、この中で側道の閉鎖等を行う予定であるため、このイベントの機会を最大限活用して実施設計に必要な詳細検証を行うとともに、当該イベントとは別で現地詳細検証を行うのが望ましい検証内容については本業務で単独で現地詳細検証を実施すること。

(ア) 90 周年プレ： 2026 年 11 月(平日休日を含む計4日間程度)

(イ) 90 周年春： 2027 年 5 月(平日休日を含む計4日間程度)

(ウ) 90周年秋：2027年11月(平日休日を含む計4日間程度)

なお、90周年事業の中で現地詳細検証を行う際の交通規制や利活用に係る一連の業務は別途業務の業者が実施するものとし、本業務では、現地詳細検証の立案や検証の実施、検証結果の考察等の整理を行うものとするが、詳細については、本市監督職員と協議のうえ実施すること。

現地詳細検証の内容については以下を想定しているが、地域ニーズや交通管理者等との協議内容を踏まえ、上記目的を最大限に達成できるよう十分な精査のもと検討立案することとする。

① 交通影響に関する現地詳細検証の実施例

- ✓ 側道機能を残す区間での人を中心の空間づくりの検証として、現況側道の幅員を連続的に狭めて車両の速度を減少させるなど
  - ✓ 側道機能を残す区間に於いて、現況車道(本線)を部分的に(1街区程度)1車線規制し、整備形態案の通行区分(自転車道など)での利用による安全性等の検証
  - ✓ 側道閉鎖区間に於いて整備形態案の通行区分(歩道/自転車道など)での利用による安全性等の検証
  - ✓ 整備形態案による交差点部の安全性等の検証
- など

② 空間の滞在快適性等に関する現地詳細検証例

- ✓ 地域ニーズに合った滞在空間のファニチャー等を設置し滞在性や利用ニーズ等を検証
  - ✓ 日陰やミストなどの暑熱対策、脱炭素技術の施設などを設置し、利用満足度等を検証
  - ✓ 空間にみどりを配置し、憩いやゆとりに対する利用満足度等の検証
- など

## 5) 予備修正設計・詳細設計

(1)～(6)の検討内容を踏まえ、また本市から貸与する既存検討資料(図面データ等)をもとに、区間Ⅰでの空間再編工事にかかる予備修正設計および詳細設計を行うものとする。監督職員との協議の結果、作業区分および契約数量(設計数量)に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

① 予備修正設計

- 長堀通～中央大通(新橋交差点～久太郎町3交差点)
  - 設計延長:L=700m
  - 作業条件:市街地、3車線～4車線、単断面、暫定計画あり、歩道設計あり、道路環境関連施設設計あり(サイン、ベンチ、ファニチャー類を含む)、工区ごとの成果品分割あり
  - 作業区分:設計計画、現地踏査、設計図及び関係機関との協議資料作成、概算工事費算出、照査及び報告書作成
- なお、小構造物設計は、応力計算を必要とせず、貸与する図面等から設計できるものとする。
- 別途契約工事にて、御堂筋の植栽帯の形状や舗装構造を変える道路工事を行った

のち、1ヶ月間程度の期間で現地詳細検証を行う予定としているため、この工事に必要な設計も行うこと。

② 道路詳細設計(A)

- 長堀通～中央大通(新橋交差点～久太郎町3交差点)
- 設計延長:L=700m
- 作業条件:市街地、3車線～4車線、単断面、暫定計画あり、歩道設計あり、道路環境関連施設設計あり(サイン、ベンチ、ファニチャー類を含む)、工区ごとの成果品分割あり
- 作業区分:設計計画、現地踏査、平面縦断設計、横断設計、小構造物設計、用排水設計、設計図、数量計算、照査、報告書作成  
なお、小構造物設計は、応力計算を必要とせず、貸与する図面等から設計できるものとする。

③ 平面交差点修正設計

- 新橋交差点
- 設計箇所:N=1箇所
- 作業区分:平面・縦断設計、交差点容量・路面表示、照査、報告書作成

④ 平面交差点詳細設計 ※予備設計なし

- 久太郎町3・船場中央交差点
- 設計箇所:N=1箇所
- 作業区分:平面・縦断設計、横断設計、交差点容量・路面表示、小構造物設計、用排水設計、設計図、数量計算、照査、報告書作成

6) 交通管理者との設計協議

上記の各段階における交通管理者との協議に必要な資料を作成すること。作成にあたっては、他事例や関連法令などを踏まえた上で実施すること。各会議には同席したうえで、議論した内容を取りまとめた報告書(議事録等)を作成し、速やかに監督職員に提出するものとする。回数は合計5回を想定しているが監督職員との協議の結果、協議・調整回数に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

7) 地域特性データと整備協議会の総合評価

整備形態案の作成、それらを踏まえた整備協議会、および設計協議での議論の合意形成に至るまでの過程を整理し総合的な評価を行う。人中心のみちづくりを最先端で進める海外都市との情報共有を行うことを目的に、評価に当たっては適宜有識者による検証・妥当性の確認を受けながら業務を進めること。

## 8) 側道歩行者空間化整備計画(案)の更新

これまでの側道歩行者空間化整備計画をまとめた資料集に上記(1)～(7)の検討により明らかとなった課題、効果検証、評価などを盛り込み更新を行うこと。

### (2) 区間II(中央大通から土佐堀通間)の側道歩行者空間化整備に向けた検討

当該区間の整備に向けた検討について、以下の流れで行うことと想定している。

- ① 御堂筋沿道地域のエリア特性を調査・収集整理し、御堂筋に求められる機能・役割等を整理
- ② きめ細かな地域ニーズや社会ニーズ、海外事例や法令等を踏まえた整備形態案を作成
- ③ 御堂筋沿道整備協議会での議論・合意形成
- ④ 整備案に対する交通管理者等の関係機関との協議

上記各項目について、以下の内容に基づき業務を実施すること。

#### 1) 地域特性の調査・収集整理及び御堂筋に求められる機能・役割等の整理

区間Iにおける過年度の地域特性や地域課題の把握に関する資料、及び上記(1)の整理内容を踏まえ、区間IIにおける地域特性等の把握に必要な調査や情報の収集整理を行い、御堂筋に求められる機能について整理を行うこと。

収集した各種情報の整理にあたっては汎用的な地理情報システム(GIS)を活用するなど、今後の整備および整備完了後の空間利活用のために効率的・継続的に更新、活用できるデータベースを作成すること。

地域特性の把握については、以下の内容を想定しているが、下記2-2に掲げる調査以外に、下記2)以降の検討に必要な基礎データとして調査の必要性が生じた場合や地域等との調整において追加の調査の必要性が生じた場合などは、適切な調査内容を提案し、監督職員と協議の上実施するものとし、設計変更の対象とする。

#### 【本業務で実施する主要な調査内容】

- ✓ 人口の変遷
- ✓ 御堂筋沿線経済活動(事業所数・従業者数の推移、土地利用の変化、地価公示価格など)
- ✓ 地域の施設等の状況
- ✓ 地域市民、来街者、沿道企業等へのヒアリング、アンケート調査
- ✓ 地域実態調査(歩行者・自転車・自動車交通量、駐停車・荷捌き状況、バス需要状況、駐輪場の整備状況・利用状況、附置義務駐輪場の状況、放置自転車の状況、避難所の状況、喫煙所の状況、ごみの状況、来街者の滞在状況など)
- ✓ 道路空間整備にかかる各種法令(道路法、道路交通法、景観法など)
- ✓ 海外都市を含めた他都市事例
- ✓ 脱炭素技術(ミスト)など地域課題への対策に資する最先端技術の調査

## 2) 各種ニーズ等を踏まえた御堂筋の整備案の作成

地域特性や地域ニーズ、社会ニーズ等を十分に踏まえ、この地域に適した御堂筋の整備案を複数作成すること。案作成にあたっては各種法令(道路法、道路交通法、景観法など)に基づき、上記(1)の各内容を踏まえて検討を行うこと。

また、現在設置されている 2 基のパークレットについて、下記のとおりその機能の継承や今後のあり方について検討を行うこと。

- ✓ パークレットの評価・有用性の整理(滞在性、安全性、維持管理性、暑熱対策、災害時代替機能性など)
- ✓ 将来的なパークレットの代替案・設置位置の検討(空間再編整備と合わせた設置を想定)
- ✓ 現行パークレットの撤去条件の整理(設置年数、部材の耐用年数など)

## 3) 意見交換会

意見交換会(ワークショップ形式)に必要な資料を作成すること。各会議には同席したうえで、議論した内容を取りまとめた報告書(議事録等)を作成し、速やかに監督職員に提出するものとする。回数は合計 5 回を想定しているが監督職員との協議の結果、協議・調整回数に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

## 4) 交通管理者との協議

上記の各段階における交通管理者との協議に必要な資料を作成すること。作成にあたっては、他事例や関連法令などを踏まえた上で実施すること。各会議には同席したうえで、議論した内容を取りまとめた報告書(議事録等)を作成し、速やかに監督職員に提出するものとする。回数は合計 2 回を想定しているが監督職員との協議の結果、協議・調整回数に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

## (3) 御堂筋の維持管理計画案策定・設計図面作成

空間再編整備が完了している難波西口交差点から長堀通までの区間において、現地踏査や過年度調査結果をもとに、施設の損傷状況や追加対策が必要な施設等を整理し、維持管理計画案を一覧表等で作成し、維持管理に必要な費用を算出すること。また、監督職員と協議の上、早期に対策が必要な箇所を整理し、工事発注に必要な図面等の作成を行うこと。

## (4) 御堂筋将来ビジョン実現に向けた具体的な取組方針案の取りまとめ

### 1) 取組方針案の作成

区間 I・II の整備方針及び別途業務で実施するファーストステップ以降の段階的整備方針やその実現に向けた取組方策等をもとに、御堂筋がもたらす価値(人の豊かさ、イノベーション、持続可能など)を創出するための総合的な考え方を取りまとめ、将来ビジョン実現に向けた具体的な取組方針案を作成すること。

## 2) 意見聴取・会議運営補助

取組方針案について、各種意見聴取(地元関係者意見、都市計画審議会、大阪市都心道路再編検討会(仮称)など)を行い、意見を取りまとめ、適宜取組方針案を修正すること。

意見聴取に必要な会議を開催する場合は、その運営補助(会議室の準備、会議資料作成、議事録作成など)を行うこと。会議の回数は3回を見込んでいるが、回数が変更となった場合は設計変更の対象とする。

## 3) 交通影響検証

取組方針案の作成や修正を行う上で、追加の交通影響検討が必要となる場合が想定されるため、既往の将来交通量推計のネットワークデータをもとに、検討ケースを1ケース実施すること。なお、検討ケースの増減がある場合は設計変更の対象とする。

## 2-2. 調査業務

### (1) 実施設計資料作成に必要な現地詳細検証

御堂筋において、整備後の空間を実際に再現し、空間再編が与える空間への影響を検証するための現地詳細検証を実施する。実施例については 2-1(1)-5)を参照することとするが、整備協議会や交通管理者との協議内容を踏まえ、上記目的を最大限に達成できるよう十分な精査のもと決定することとする。実施回数については、90周年事業と同日での実施を計 6 回、単独での実施を計2回で想定しており、回数に変更が生じる場合は設計変更の対象とする。

本業務の実施にあたり事業目的を理解し、業務の進め方及び業務実施体制を定めた上で、作業内容や実施工程を含めた業務計画書を作成し提出すること。現地詳細検証の実施にあたっては必要に応じ、受注者において道路使用許可申請を行うものとする。また、作業計画、準備費、器材運搬については、各実施項目に含めるものとする。

#### 1) 保安警備・誘導警備

現地詳細検証ごとに、必要な警備員の配置計画及び安全対策を策定し警備を実施する。主な警備対象としては、雑踏対策、通行人安全対策を予定する。公道での取り組みであることに留意するとともに、交通誘導警備業務にあたっては交通誘導警備業務 2 級検定合格警備員を配置する。

※単独での実施による場合のみとし、90周年事業と同日に実施する場合は90周年事業の事業者にて行うものとする。

#### 2) 現地詳細検証の実施

以下の現地詳細検証を実施する。

##### ① 交通影響に関する現地詳細検証

- ・ 将来的な整備形態を可視化し、整備による交通影響を検証するための現地詳細検証を実施する。【実施場所、時期および内容】
  - 2-1(1)-5)-①にて検討立案した内容をもとに、監督職員との協議により決定する。

##### ② 空間の滞在快適性等に関する現地詳細検証

- ・ 空間再編整備後の空間デザインの検証のための現地詳細検証を実施する。

##### 【実施内容】

- 2-1(1)-5)-②にて検討立案した内容をもとに、監督職員との協議により決定する。

#### (2) 交通量等調査

御堂筋の空間再編整備にあたり影響が想定される交差点等において、交通状況や荷捌き状況を把握するため下記のとおり各種調査を実施する。調査にあたっては、別途本市から貸与するこれまでの調査結果や現況の交通規制状況を十分に理解することとし、事前に調査箇所、内容、スケジュール(調査日)、調査結果の検討方法および管理体制等を記載した調査計画書を作成し、監督職員の承認を得るものとする。

調査実施にあたっては必要に応じ、受注者において道路使用許可申請を行うものとする。また、

作業計画、準備費、器材運搬については、各調査項目に含めるものとする。

## 1) 地域特性としての交通量等調査

以下のとおり、設計検討業務において必要となる交通量等の調査を行う。検討の結果、追加の調査が必要となった場合は、監督職員との協議のうえ調査を実施することとする。

### ① 交差点交通量調査

- 御堂筋主要交差点 12箇所
- 2日(平日・休日)・12h(7:00～19:00)
- 交差点交通量は、種別、方向別(上り・下り、直進・右左折など)の交通量を 10 分毎に 1 時間単位に計測すること。
- 自動車の調査種別は、大型車、小型車、タクシー、動力付き二輪車類とする。
- 交通量については、本線車道部、側道(緩速車線)部、歩道部に分けて調査を行うこと。

### ② 駐停車利用実態等調査

- ✓ 側道部調査
- 淀屋橋～船場中央 3 交差点
- 2日(平日・休日)・12h(7:00～19:00)

## 2) 社会実験にあわせて実施する交通量等調査

以下のとおり、社会実験にあわせて交通量等調査を実施する。それぞれの調査について、社会実験(90周年プレ実施時、90周年春実施時、90周年秋実施時)で合計 3 回の実施を想定している。

### ① 交差点交通量調査

- 御堂筋主要交差点 20 箇所(自動車)
- 1日(社会実験実施の休日)・15h(7:00～22:00)
- 交差点交通量は、種別、方向別(上り・下り、直進・右左折など)の交通量を 10 分毎に 1 時間単位に計測すること。
- 自動車の調査種別は、大型車、小型車、タクシー、動力付き二輪車類とする。
- 交通量については、本線車道部、側道(緩速車線)部、歩道部に分けて調査を行うこと。

### ② 渋滞長及び滞留長調査

- 御堂筋主要交差点 20 箇所(自動車)
- 1日(社会実験実施の休日)・15h(7:00～22:00)
- 渋滞長及び滞留長は、各交差点流入部において、10 分毎に観測し、最大渋滞長及び滞留長を 10m 単位で調査すること。
- 滞留又は渋滞状況の要因についても、記録するとともに、写真により記録すること。

- 最大渋滞長及び最大滞留長として各日、1時間ごとの最大値を整理すること。

### ③ 旅行時間調査

- 調査区間：御堂筋周辺交差点（起点）～御堂筋主要交差点（終点）
- 計3区間
- 2日（社会実験実施の休日・通常の休日）・13h（9:00～22:00）
- 調査はドライブレコーダーを搭載した車両による走行調査とし、走行後、映像から区間にごとに通過時間を計測することで所要時間を算出すること。
- 毎正時出発により1時間に1回の走行を行うこと。
- 渋滞状況の要因についても記録すること。

## 3) 御堂筋で全面通行止めを伴うイベント実施時の交通影響分析

「御堂筋ランウェイ」など、御堂筋において大規模に車線の全面通行止めを行うイベントの実施時における御堂筋上、および周辺交差点への交通影響・混雑箇所について調査分析する。オープンデータを活用し、広域的・網羅的な分析を行うこと。

## 4) モニタリング調査

以下のとおり、モニタリング調査を実施する。調査にあたっては既存のGISサービスを用いた調査方法の簡易化検討も行うこと。

### ① 交差点交通量調査

- 御堂筋主要交差点8箇所+新御堂筋ランプ3箇所（ランプの利用台数のみ）（自動車）
- 2日（平日・休日）・24h
- 交差点交通量は、種別、方向別（上り・下り、直進・右左折など）の交通量を10分毎に1時間単位に計測すること。
- 自動車の調査種別は、大型車、小型車、タクシー、動力付き二輪車類とする。
- 交通量については、本線車道部、側道（緩速車線）部、歩道部に分けて調査を行うこと。
- 24時間のうち、昼夜（昼（7-19）、夜（0-7、19-24））で集計すること。

### ② 歩行者自転車断面通行量調査

- 御堂筋主要断面12断面（歩道者、自転車）
- 2日（平日・休日）・12h（8:00～20:00）

### ③ 渋滞長及び滞留長調査

- 御堂筋周辺交差点9箇所
- 2日（平日・休日）・3h（平日：16:30～19:30、休日：15:00～18:00）渋滞長及び滞留長は、各交差点流入部において、10分毎に観測し、最大渋滞長及び滞留長を10m単位で調査すること。

- 滞留又は渋滞状況の要因についても、記録するとともに、写真により記録すること。
- 最大渋滞長及び最大滞留長として各日、1時間ごとの最大値を整理すること。

#### ④ 旅行時間調査

- ✓ 一般調査
  - 調査区間：御堂筋周辺交差点（起点）～御堂筋主要交差点（終点）
  - 3区間
  - 2日（平日・休日）・12h（10:00～22:00）
- ✓ 毎月調査
  - 調査区間：御堂筋主要交差点（起点）～御堂筋主要交差点（終点）
  - 24日（平日・休日）・2h（平日：17:00～19:00、休日：15:00～17:00）
  - 調査はドライブレコーダーを搭載した車両による走行調査とし、走行後、映像から区間ごとに通過時間を計測することで所要時間を算出すること。
  - 每正時出発により1時間に1回の走行を行うこと。
  - 渋滞状況の要因についても記録すること。

### 2-3. 共通業務

#### （1）協議・調整資料作成

監督職員より別途貸与するこれまでの経過資料を十分に理解したうえで、関係機関等と整備にかかる調整・協議等を行うための資料を作成すること。また、各会議・協議等には、同席したうえで、議論した内容を取りまとめた報告書（議事録等）を作成し、速やかに監督職員に提出するものとする。監督職員と協議の結果、協議・調整回数に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

##### 1) 有識者ヒアリング

空間再編整備に向けた検討や検証、空間デザインの検証に関しての有識者へのヒアリングを行う（5回）。

##### 2) 関係者協議・調整

沿道利用者（バス、タクシー）、占用者等関係者との協議・調整を行う（5回）。

#### （2）報告書作成

『御堂筋道路空間再編調査検討業務委託—3 報告書（概要版）』としてとりまとめ、通常の報告書作成とは別にA4版2つ折り糊付け製本を5部提出するものとする。また、報告書（概要版）の冒頭には、ダイジェスト版（A4版10枚程度／Microsoft PowerPointを基本）を作成し添付するものとする。

#### （3）打合せ

- 『原則として業務着手時においては管理技術者、成果品納入時においては管理技術者・照査技術者が立ち会うこととする。また、打合せ内容については毎回議事録を作成し速やかに提出

すること。

- 中間打合せについては 15 回を計上しているが、監督職員と協議の上打合せ回数を変更できるものとする。ただし、受注者側の理由によるものは設計変更の対象としない。また、中間打合せは、各担当職員が行うものとする。
- 監督職員が特に指示する場合は、現地での立会を行うものとする。

## 特記仕様書②

### 1 適用

本業務は、大阪市建設局作成による「業務委託共通仕様書(平成 28 年9月)」<令和5年9月1 日以降発注分より適用>に基づくほか、各特記仕様書に基づいて実施しなければならない。

なお、詳細については「大阪市建設局ホームページ>産業・ビジネス>入札契約情報>各局等入札契約情報>建設局>入札・契約のお知らせ>業務委託共通仕様書(平成 28 年9月)<令和5年9月1日以降発注分より適用>」に掲載されている。

(<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000538650.html>)

### 2 歩掛適用年月について

本業務の積算に用いている歩掛は、設計業務等標準積算基準書(令和 7 年度版:国土交通省監修)を適用しています。

【積算基準関係図書のダウンロードについて】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000035398.html>

### 3 単価適用年月について

設計業務委託等技術者単価及び公共工事設計労務単価については、国土交通省より令和7年2月17日付で示された「令和7年度 設計業務委託等技術者単価」及び「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価」を適用しています。

### 4 監督職員

- ① 発注者は、本業務における監督職員を定め、受注者に通知する。
- ② 監督職員は、契約図書に定めた範囲内において、設計数量等の把握をすると共に、承諾、協議を行う。
- ③ なお、監督職員と担当職員が兼務となる場合がある。

### 5 配置技術者

- ① 本業務の実施に際し、業務委託共通仕様書の規定に従い実施するものとする。
- ② 各配置技術者(管理技術者、担当技術者)は、本業務委託で実施した公募型プロポーザル方式の際に提出した、技術提案書の業務実施体制(様式 3)に記載された人物と同一でなければならない。

ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合は、本市が要求する資料等の提出を行ったうえで、同等以上の技術力を持つ技術者であることの了解を得なければならない。

### 6 安全管理

交通量調査等に関して、工事請負共通仕様書(大阪市建設局)に基づき、道路交通に支障をきたさないよう安全管理上必要な対策を講じ、万全の体制で行うこと。

## 7 関係官公庁への手続き

本業務を実施するに当たっては、所轄警察署への道路使用許可申請や建設局各工営所等への必要な諸手続きを行うものとし、許可条件を遵守し業務を実施すること。

## 8 成果品の納入

- ① 監督職員と協議すること。
- ② 本業務の成果品は 1 部提出すること。なお、各業務の遂行に必要な資料については、監督職員の指示する部数を作成し提出しなければならない。
- ③ 成果品は、業務委託共通仕様書を標準とし、詳細については監督職員の指示に従うこと。
- ④ 図面、数量計算書についてはデータ1式を提出すること。
- ⑤ 図面については SXF 形式または DXF 形式ファイル、数量計算書については Microsoft Excel 形式ファイルを標準とし、本市システムで対応可能なバージョンであるか監督職員に確認をとること。
- ⑥ 監督職員の指示がある場合には PDF 形式ファイルデータを作成し提出すること。
- ⑦ なお、データの提出に際しては、ウィルス等の検査を行い、当局のシステムに障害を及ぼさないようにし、ウィルス検査の結果を監督職員に報告すること。
  - ・紙ベース(A4判パイプ式ファイル)1部
  - ・各種作成電子データ(CD-R)2部(容量に応じてDVD-Rも可能とする。)

## 9 再委託について

業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- (1)委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2)解析業務における手法の決定及び技術的判断
- (3)各種検討、協議・調整資料作成、報告書作成

また契約書第 16 条第2項ただし書きに規定する「軽微な部分」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料の収集・整理、単純な集計などの簡易な業務とする。

## 10 その他

- ① 本市設計積算システムの更新に伴い業務実施時及び業務完成時に受注者が提出する書類の一部が追加されたので様式について監督職員の指示に従い作成すること。  
【追加となる様式】
  - ・業務委託料請求内訳書(または中間金請求内訳書)
- ② 本業務により得られた情報は他に漏洩しないこと。

### 特記仕様書③

受注者は、業務の実施に当たって、「大阪市建設リサイクルガイドライン」(平成30年5月)の記載事項を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

なお、本ガイドラインは、大阪市建設局ホームページを参照すること。

(掲載場所:大阪市ホームページから事業者の方へ>入札契約情報>入札・契約のお知らせ>建設局入札・契約のお知らせ> 設計図書(仕様書)等の入手方法等について)

## 特記仕様書④

### (条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### (公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務の履行について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(建設局総務部総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(建設局総務部総務課)へ報告しなければならない。

### (調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### (公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

### (発注者:大阪市 受注者:請負者)

## 特記仕様書⑤

### 生成AI利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者(再委託及び再々委託等の相手方を含む)が生成AIを利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成AI利用ガイドライン(別冊 業務受託事業者等向け生成AI利用ガイドライン第1.0版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

#### 生成AIの利用規定

- 生成AIを利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成AIは、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成AI以外の画像・動画・音声などの生成AIの利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成AIの利用を禁止する
- 生成AI機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成AIによる回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成AIを利用する場合は、入力情報を学習しない設定(オプトアウト)をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用することなお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用(公表等)する場合は、生成AIを利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること